



## 福祉タクシー券交付のご案内

病院等で通常の交通機関を利用することが困難な障がいのある方などの外出支援のため、タクシー券を交付しています。平成31年度分より福祉タクシー券の交付場所が変更となりますのでご注意ください。

■**事業内容** タクシー乗車1回につき、利用券1枚(基本料金相当額)助成

■**対象者** 身体障がい者手帳1・2級をお持ちの方、療育手帳をお持ちの方、精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方

■**利用期間** 4月1日～2020年3月31日

■**交付枚数** 1か月4枚(申請日が属する月から翌年3月分まで) ※紛失等による再交付はできません。

■**交付場所** 社会福祉課窓口

※社会福祉協議会では交付しませんのでご注意ください。

■**受付日時** 3月4日(月)から

午前8時30分～午後5時

■**申請時に必要なもの** ご本人の印鑑、障がい者手帳(代理申請の場合、代理人の印鑑が必要です。)

■**申し込み・問い合わせ先**

社会福祉課 ☎(32)8900 ㊟(32)8601



## 就学援助費受給申請の受付

就学援助制度とは、経済的な理由のため就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して学用品費の一部や給食費などを援助する制度です。

制度の利用を希望する場合には、学校教育課までご相談ください。制度の詳しい説明と、申請書、返信用封筒をお渡しします。

また現在、認定を受けている方で、引き続き援助を希望する方や入学準備金の申請をされた方も改めて申請が必要になります。

■**対象者** 生活保護法に基づく扶助を受けている方やそれに準ずる程度に生活が困窮している方

■**認定期間** 4月1日から3月31日までの1年間

■**申請方法**

申請書に必要事項を記入し、地区の民生委員に返信用封筒とともに提出してください。民生委員が記入捺印後、教育委員会へ郵送します。教育委員会で受け付けし、認定判定をします。

援助費は7月、12月、2月に分けて、学校を通じて支給されます。

申請は随時受け付けています。お気軽にご相談ください。

■**問い合わせ先** 学校教育課 ☎(32)8918

イベント

お知らせ

募集

相談

就職

## 難病患者等福祉手当

県が発行した難病に関する医療受給者証をお持ちの方に対し、長期化する医療費の経済的な負担を軽減するために、難病患者等福祉手当を支給しています。

また、既に手当を受給されている方は、現況届の提出が必要です。受給されている方で受給者証の有効期限が確認できない方には1月下旬に通知書を送付していますので、忘れずに

現況届を提出してください。

■**対象者** 指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、一般特定疾患医療受給者証のいずれかの交付を受けている本市在住の方。

■**手当額** 月額2,500円

9月末と3月末に振込で支給します。

※9月末の支給については8月分、3月末の支給については2月分までとなります。

■**提出時に必要なもの**

・指定難病特定医療費受給者証、

小児慢性特定疾病医療受給者証、一般特定疾患医療受給者証のうちいずれか1つ(写し可)

- ・印鑑
- ・受給資格者名義の通帳(変更がある場合のみ。受給資格者が20歳未満の場合、保護者名義の通帳でも可。)

■**申込締切** 2月15日(金)

■**申し込み・問い合わせ先**

社会福祉課

☎(32)8900

㊟(32)8601

## 昭和57年～昭和59年製のトヨタ石油ファンヒーターを探しています

上記期間に製造された製品には、現在、取り付けが義務化されている安全装置が装着されておりません。誤った使用方法により、事故が起こる可能性があるため、1986年(昭和61年)より自主交換を行っております。

対象機種

LCR-3・LCR-3-1  
LS-3・LS-3-1・LS-6

LCR-3タイプ LS系タイプ



型番表示部分

ご連絡先

〒467-0855 名古屋瑞穂区桃園町5番17号

株式会社 トヨタ

フリーコール **0120-104-154**

(お客様よりお知らせ頂きました個人情報、商品の交換目的以外には使用いたしません)

※現在の石油ファンヒーターはPSCで定められた安全装置が全機種についております。

## 有料広告募集

多くの方の目に留まる広報しもつけ(毎月1日2万部発行)や市ホームページ(月間平均ユニークアクセス数7.2万件)へ広告を掲載していませんか?

広告掲載の規格・掲載料などの詳細はホームページをご覧ください。

